

令和2年3月13日

高知県医師会にあった新型コロナウイルス感染症に関する電話再診等の
問い合わせについて、四国厚生支局との確認事項

- Q. 電話等による再診の際に、救急医療機関の受診を指示し、受診先の医療機関
に対して必要な情報提供を行った場合について、B009 診療情報提供料（I）
を算定できる。
- A. 算定できない。
- Q. 外来管理加算、医学管理料、在宅療養指導管理料は算定できない。
- A. 外来管理加算・医学管理料については算定できない。在宅療養指導管理料に
ついては、令和2年3月12日事務連絡（問2）に該当する場合は算定可。
- Q. 特定疾患処方管理加算については、診療報酬の加算できる。
- A. 貴見のとおり。
- Q. 新型コロナウイルス感染症により閉院とした期間は休日加算を算定できる。
- A. 「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について（通知）」
に示された取扱いにより、時間外加算、休日加算又は深夜加算を算定する。
- Q. 新型コロナウイルスに関連して国の要請に基づき外出を自粛している者で
あって医師等の診察が必要な者の求めに応じて、保険医療機関の医師等が
宿泊施設に往診せざるを得なかった場合、往診料を算定できる。
- A. 貴見のとおり。
- Q. 往診の結果、再度診療が必要と判断され、本人の同意を得て継続的に宿泊
施設を訪問して診察を行った場合に、訪問診療料を算定できる。
- A. 貴見のとおり。
- Q. 血圧の薬を処方したが患者様が、他の医療機関で手術をした場合でも、その
翌月に血圧の薬を電話再診として対応ができる。
- A. 慢性疾患等を有する定期受診患者に対して、他院で行われた何らかの手術
後において、既に診断されている慢性疾患等に対して医薬品が必要になっ
た場合には可能。

Q. 電話や情報通信機器を用いた診療、処方箋の送付の対象外となる医薬品については、指定されていない。

A. 貴見のとおり。

Q. 電話診療中に、新規に出現した軽度の症状に対し、頓服等を処方した場合は、初診となり、対象とはならない。

A. 貴見のとおり。

※上記の内容は、今後の通知、事務連絡等により、新たに取扱いが示される可能性がある。